

株式会社明成商会株式の譲渡について

平成 17 年 2 月 28 日
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）は、下記の対象事業者の株式の譲渡を決定しました。

1. 対象事業者の氏名又は名称
株式会社明成商会

2. 経緯

対象事業者につきましては、平成 15 年 9 月 26 日に株式会社産業再生機構法（平成 15 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 22 条第 3 項に規定する支援決定を行いました。同年 10 月 31 日に法第 25 条第 1 項に規定する買取決定を行い、平成 16 年 3 月には増資が実行されました。その後機構は、対象事業者の事業再生を進めるとともに、合わせて株式譲渡のためのプロセスを進め、今般譲渡の決定にいたったものです。なお、本決定を受けて、ただちに譲渡先との間で株式譲渡契約を締結し、本年 3 月中旬に株式の譲渡を実行する予定です。

3. 出資額等

機構は、対象事業者に対し、5 億円の現金出資により、議決権割合の 97.66% に当たる普通株式を取得していました。今般かかる普通株式の全てを譲渡するものです。

4. 主務大臣の意見

意見なし

【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3 - 3 - 1 新東京ビル 9 階 株式会社産業再生機構 企画調整室 電話番号 03-6212-6437
